

※この申請書テンプレートは、あくまでも申請書のモデルケースを示したものであり、様式の記載事項等については事情により変更することがありますのでご了承ください。

※テンプレートに登場する人名・会社名等は全てフィクションです。

中小企業承継事業再生計画 申請書テンプレート

【凡例】

法	産業競争力強化法（平成25年法律第98号）
令	産業競争力強化法施行令（平成26年政令第13号）
規則	産業競争力強化法施行規則（平成26年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号）
指針	中小企業承継事業再生の実施に関する指針（平成26年経済産業省告示第19号）

○法

(定義)

第二条第28項

28 この法律において「特定中小企業者」とは、過大な債務を負っていることその他の事情によって財務の状況が悪化していることにより、事業の継続が困難となっている中小企業者をいう。

第二条第29項

29 この法律において「中小企業承継事業再生」とは、特定中小企業者が会社の分割又は事業の譲渡によりその事業の全部又は一部を他の事業者へ承継させるとともに、当該他の事業者が承継した事業について収支の改善その他の強化を図ることにより、当該事業の再生を図ることをいう。

第二条第30項

30 この法律において「承継事業者」とは、中小企業承継事業再生により事業を承継する事業者をいう。

○法

(中小企業事業再生計画の認定)

第二百一十一条第1項

特定中小企業者及び承継事業者（承継事業者となる法人を設立しようとする者を含む。）は、共同で（特定中小企業者が承継事業者となる法人を設立しようとする者である場合においては、特定中小企業者は、単独で）、その実施しようとする中小企業承継事業再生に関する計画（以下「中小企業承継事業再生計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを集中実施期間中に主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

○規則

(中小企業承継事業再生計画の認定の申請)

第四十六条第1項

法第二百一十一条第一項の規定により中小企業承継事業再生計画の認定を受けようとする特定中小企業者及び承継事業者（承継事業者となる法人を設立しようとする者を含む。次項及び次条第一項において「申請者」という。）は、共同で（特定中小企業者が承継事業者となる法人を設立しようとする者である場合においては、特定中小企業者は、単独で）、様式第四十七による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

1. 中小企業承継事業再生の目標

(1) 中小企業承継事業再生に係る事業の目標

計画の概要について要約的に記載する。①まず、申請事業者を取り巻く経営環境についての概況を記載し、②その後、今般の計画において取り組む内容、それによって目指す方向性について記載する。

(2) 中小企業承継事業再生の実施期間内の財務状況

計画実施期間内の資産・負債・純資産・損益の推移について記載する。

(3) 事業の強化の程度を示す数値目標

事業の強化の程度を示す計画終了年度の数値（以下の指針に規定する具体的な指標を用いる。）を記載する。

※添付書面4-(1)及び(2)を参照。

○指針

一 中小企業承継事業再生による事業の強化に関する目標の設定に関する事項

中小企業承継事業再生による事業の強化に関する目標は、中小企業承継事業再生の対象となった事業部門において次のイ及びロを達成することを原則とし、これに加えて事業の業態の特性、固有の事情等を勘案して柔軟に判断を行うものとする。

$$\text{イ} \quad \frac{\text{有利子負債合計額} - \text{現預金} - \text{信用度の高い有価証券等の評価額} - \text{運転資金の額}}{\text{留保利益} + \text{減価償却費} + \text{前事業年度からの引当金の増減額}} \leq 10$$

$$\text{ロ} \quad \frac{\text{経常収入}}{\text{経常支出}} \times 100 \geq 100$$

2. 特定中小企業者の業務及び財務の状況に関する事項

(1) 特定中小企業者の名称、住所等の内容

特定中小企業者の名称、住所、代表者氏名、資本金、役員氏名、出資者構成（主な株主とその持株比率を記載）、事業内容、3. (2) に特定許認可等に基づく地位を記載する場合には当該地位を記載する。

(2) 事業の継続が困難となっている原因

過剰債務となった経過や原因を記載する。さらに、過剰債務以外に経営困難となった原因がある場合は、その原因についても記載する。

(3) 過去3年間の財務状況の推移

過去3年間の資産・負債・純資産・損益の推移を記載する。

(4) 財務の状況の悪化を示す指標

財務の状況の悪化を示す指標を記載する。

※添付書面3-(1)を参照。

$$\textcircled{1} \frac{\text{有利子負債合計額} - \text{現預金} - \text{信用度の高い有価証券等の評価額} - \text{運転資金の額}}{\text{留保利益} + \text{減価償却費} + \text{前事業年度からの引当金の増減額}} > 20$$

中小企業承継事業再生計画の認定を受けることができる特定中小企業者においては、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」における中小企業承継事業再生計画と同様、財務の状況の悪化を示す指標として、上記の式によって計算した値が、原則として二十を超えている、又は当該式の分母が負となっていることをいうものとする。ただし、当該値については、業態特性や固有の事情等を勘案することとし、柔軟性を確保するものとする。

3. 承継事業者に関する事項

(1) 承継事業者の名称、住所等の内容

承継事業者の名称、住所、代表者氏名、資本金、役員氏名、出資者構成（主な株主とその持株比率を記載）、事業内容、以下の(2)を記載しない場合であって、当該事業者が承継する事業に係る許認可等を有するときは、当該許認可等に基づく地位を記載する。

※中小企業承継事業再生計画により承継事業者を設立する場合は、設立予定の承継事業者に関する同様の情報を記載する。

(2) 特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位

特定許認可等(※)に基づく特定中小企業者の地位であって、承継事業者が承継しようとするものがある場合は、当該特定許認可等に基づく地位を記載する。

○法 第二百一十一条第3項

中小企業承継事業再生計画には、特定許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号の許認可等であって、それに基づく地位を特定中小企業者が有する場合において当該地位が承継事業者に承継されることが中小企業承継事業再生の円滑化に特に資するものとして政令で定めるものをいう。以下この条から第二十三条までにおいて同じ。）に基づく特定中小企業者の地位であって、当該中小企業承継事業再生のために承継事業者が承継しようとするものを記載することができる。

特定許認可等として規定する許認可は次のとおり（令第二十三条第1項）。

- ・旅館業法 第3条第1項の規定による許可
- ・建設業法 第3条第1項の規定による許可
- ・火薬類取締法 第3条又は第5条の規定による許可
- ・道路運送法 第4条第1項の規定による許可
- ・ガス事業法 第3条又は第37条の2の規定による許可
- ・熱供給事業法 第3条の規定による許可
- ・貨物自動車運送事業法 第3条の規定による許可

※上記のほかにも、事業再生の迅速性を担保する観点から、以下を措置。

- ・食品衛生法 中小企業承継事業再生計画の認定を受けようとする者が、食品衛生法に基づく営業許可に関する手続を行う場合には、事業活動に空白期間が生じないよう配慮。
- ・自然公園法 中小企業承継事業再生計画の認定を受けようとする者が、公園事業の認可等に関する手続を行う場合には、審査の迅速性について配慮。
- ・酒税法 酒税法に関するQ&Aにおいて、中小企業承継事業再生計画に係る事項を盛り込み、中小企業承継事業再生計画の認定を受けようとする者が酒類の製造免許又販売免許に関する手続を行う場合に配慮。

4. 中小企業承継事業再生の内容

(1) 特定中小企業者が行う会社の分割又は事業の譲渡の方法についての実施時期等

特定中小企業者が行う会社の分割又は事業の譲渡の方法について、別表1に記載する。別表1には、該当する欄に事業の譲渡又は会社分割の実施時期及び特定中小企業者を特別清算等により清算する時期を記載する。なお、清算時期は事業の承継後2年以内とする。

また、申請段階において期待する本法に基づく支援措置について、具体的に記載する。

○指針

二 中小企業承継事業再生の実施方法に関する事項

主務大臣が産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号。以下「法」という。）第二百一十一条第四項の認定を行うに当たっては、次のイ及びロに該当する方法により、中小企業承継事業再生計画（原則として5年を超えない期間）の終了時において、承継された事業について一の事業の強化に関する目標が達成されることを要件とする。

イ 特定中小企業者から、他の事業者若しくは新たに設立される事業者を承継事業者として、事業の全部若しくは一部を事業譲渡若しくは吸収分割により承継させる方法、又は新設分割により設立される事業者を承継事業者として、事業の全部若しくは一部を承継させる方法

ロ イの承継の際、特定中小企業者に残された過剰債務等について、当該特定中小企業者を特別清算手続又は破産手続により清算すること等により、その承継後2年以内に適切に整理する方法

(2) 特定中小企業者が行う会社の分割又は事業の譲渡の方法についての概要

特定中小企業者が行う会社の分割又は事業の譲渡の方法について、その概要を記載する。

(3) 承継事業者が承継する資産及び負債の内容

中小企業承継事業再生の実施前後の財務状況（資産・負債・純資産・損益）の推移を記載する。

(4) 承継事業者が承継する事業についての収支の改善その他の強化の方法
承継事業者が承継する事業についての収支の改善その他の強化の方法について記載する。

(5) 承継事業者の事業の承継に伴う不動産の譲受け又は取得の予定
分割、事業譲渡により承継事業者が譲受け又は取得する不動産について、別表2に記載する。これにより、分割、事業譲渡時の不動産の登録免許税が軽減されることとなる。

5. 中小企業承継事業再生の実施時期

(1) 中小企業承継事業再生の開始時期及び終了時期
中小企業承継事業再生の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。

(2) 中小企業承継事業再生の実施内容
事業年度毎の中小企業再生の実施内容を別表3に記載する。

6. 中小企業承継事業再生を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(1) 必要な資金の額及び調達方法の概要
必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。

(2) 必要な資金の額及び調達方法
必要な資金の額及び調達方法を年度毎に別表4に記載する。

○指針

三 その他中小企業承継事業再生に関する重要事項

イ 中小企業承継事業再生の認定要件に関する事項

(1) 中小企業承継事業再生計画の円滑かつ確実な実施

法第二百一十一条第四項第二号の円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることとは、中小企業承継事業再生に係る目標が達成されるためには中小企業承継事業再生の実施に必要な基礎的な条件が満たされていることが必要であることに鑑み、中小企業承継事業再生計画の内容が次のいずれにも該当することをいうものとする。

(i) (略)

(ii) 当該中小企業承継事業再生計画の実施に必要な資金の調達が不可能なものでないこと。

(iii) (略)

(iv) (略)

7. 中小企業承継事業再生に伴う労務に関する事項

計画中の従業員数の推移について別表5に記載する。

- ①には、中小企業承継事業再生の開始時期における承継事業者が承継する事業に従事する特定中小企業者の従業員数を記載する。（申請時点で把握している直近の従業員数を記載する。）
- ②には、承継事業者が、承継する事業と同種の事業を営んでいる場合は、当該承継事業者の営む事業に従事する従業員数を記載する。（申請時点で把握している直近の従業員数を記載する。）
- ③には、事業の承継後の承継事業者が承継した事業に従事する予定の従業員数を毎事業年度記載する。
- ④には、中小企業承継事業再生の開始時期における承継事業者の従業員数を記載する。
- ⑤には、中小企業承継事業再生の終了時期における承継事業者の従業員数を記載する。
- ⑥には、③中、新規採用される従業員数を記載する。
- ⑦には、中小企業承継事業再生に伴い出向又は解雇等される従業員数を記載する。また、希望退職を募集する場合には、その予定人員数を記載する。

別表1

○左の列の実施時期には、会社の分割又は事業の譲渡の実施時期を記載する。

○中央の列の清算する時期には、特定中小企業者に残された過剰債務等について、当該特定中小企業者を特別清算又は破産手続等により清算することにより整理する時期について記載する。

※清算時期は承継事業者への事業の承継後2年以内とする。

右の列の期待する支援措置の欄には、該当する条文とその見出しを記載する。

【記載例】

登録免許税：租税特別措置法第80条（認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減）

※会社分割による不動産移転登記については租税特別措置法第81条

日本政策金融公庫：法第72条（日本政策金融公庫の融資）

別表2

承継事業者が譲受け又は取得をする不動産の内容を記載する。これにより、分割、事業譲受け時に取得した不動産の登録免許税が軽減されることとなる。

なお、記載事項が含まれているのであれば、既存のリストで代用することも可能。

○規則

様式第四十七 別表2（注）

事業又は資産の譲受けに伴う不動産については、その他欄にその旨を記載し、併せて事業又は資産の譲受け元名を明記する。分割により取得をする不動産についても、同様とする。

別表3

中小企業承継事業再生の実施内容について、事業年度毎の実施予定を記載する。

別表4

- 事業の承継時に必要な資金の額及び事業の承継後に必要な資金の額と、その調達方法を記載する。
- 事業の承継後に必要な資金の額は、年度ごとに必要な資金の額と、その調達方法を記載する。

○規則

様式第四十七 別表4（注）

1. 「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。
2. 民間金融機関からの融資について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。
3. 中小企業投資育成株式会社による出資等を受ける期待がある場合には、その旨を「備考」に記載する。
4. 承継事業者への出資、融資等を行おうとするスポンサー等からの資金調達を予定している場合には、その旨を、当該スポンサー等の名称を示しつつ「備考」に記載する。

別表5

計画中の従業員数の推移について記載する。

- ①には、中小企業承継事業再生の開始時期における承継事業者が承継する事業に従事する特定中小企業者の従業員数を記載する。（申請時点で把握している直近の従業員数を記載する。）
- ②には、承継事業者が、承継する事業と同種の事業を営んでいる場合は、当該承継事業者の営む事業に従事する従業員数を記載する。（申請時点で把握している直近の従業員数を記載する。）
- ③には、事業の承継後の承継事業者が承継した事業に従事する予定の従業員数を毎事業年度記載する。
- ④には、中小企業承継事業再生の開始時期における承継事業者の従業員数を記載する。
- ⑤には、中小企業承継事業再生の終了時期における承継事業者の従業員数を記載する。
- ⑥には、③中、新規採用される従業員数を記載する。
- ⑦には、中小企業承継事業再生に伴い出向又は解雇等される従業員数を記載する。また、希望退職を募集する場合には、その予定人員数を記載する。

○規則

(中小企業承継事業再生計画の認定の申請)

第四十六条 法第二百一十一条第一項の規定に基づき中小企業承継事業再生計画の認定を受けようとする特定中小企業者及び承継事業者（承継事業者となる法人を設立しようとする者を含む。以下この条及び第三十九条において「申請者」という。）は、共同で（特定中小企業者が承継事業者となる法人を設立しようとする者である場合においては、特定中小企業者は、単独で）、様式第四十七による申請書一通及びその写し一通を、経済産業大臣を経由して、主務大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。ただし、第六号ロに掲げる要件を満たしていることを証する書類を添付する場合には、第十号から第十二号までに掲げる書類を添付することを要しない。

- 一 当該申請者の定款の写し、直近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書、役員又は社員の名簿、当該申請者が登記している場合にあつては、当該登記に係る登記事項証明書並びに承継事業者を設立しようとする場合にあつては、設立しようとする承継事業者に係る定款の写し、発起人、社員又は設立者の名簿並びに株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類
- 二 当該申請者の事業の継続及び再建を内容とする計画並びに当該計画に係る専門家（当該計画に係る法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者をいう。）による調査報告書
- 三 当該申請者のうち特定中小企業者の財務の状況が悪化していることを示す書類
- 四 当該中小企業承継事業再生計画を実施することにより承継事業者の事業が相当程度強化されることを示す書類
- 五 当該中小企業承継事業再生計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類
- 六 次に掲げる要件のいずれかを満たしていることを証する書類
 - イ 当該中小企業承継事業再生計画が、認定支援機関の指導若しくは助言又は特定認証紛争解決手続に基づき作成されていること。
 - ロ 当該中小企業承継事業再生計画が、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二条第三号に規定する再生計画（同法第七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定が確定したものに限る。）又は会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）第二条第二項に規定する更生計画（同法第九十九条第一項の規定による更生計画の認可の決定があるものに限る。）に基づき作成されていること。
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、当該中小企業承継事業再生計画が、一般に公表された債務処理を行うための手続（破産手続、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による更生手続及び特別清算に関する手続を除く。）についての準則（公正かつ適正なものと認められるものに限る。）に基づき作成されていること。
- 七 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
 - イ 当該中小企業承継事業再生計画に特定許認可等に基づく地位を記載する場合 特定中小企業者が当該地位を有することを証する書類
 - ロ 当該中小企業承継事業再生計画に特定許認可等に基づく地位を記載しない場合であつて、承継事業者が、承継する事業に係る許認可等に基づく地位を有する場合 承継事業者が当該地位を有することを証する書類
- 八 当該中小企業承継事業再生計画に係る中小企業承継事業再生により、承継事業者が承継する事業に係る特定中小企業者の経営資源が著しく損なわれ、又は失われるものではないことを証する書類
- 九 当該中小企業承継事業再生計画が従業員の状態を不当に害するものでないことを証する書類
- 十 当該中小企業承継事業再生計画が特定中小企業者の取引の相手方である事業者の利益を不当に害するものでないことを証する書類
- 十一 当該中小企業承継事業再生計画の実施によりその債権の全部又は一部が消滅する債権者の氏名又は名称及び当該債権者の有する債権の額を示す書類
- 十二 当該中小企業承継事業再生計画の実施によりその債権の全部又は一部が消滅する債権者から当該計画の同意を得ていることを証する書類

1.

- (1) 「定款の写し」
- (2) 「貸借対照表及び損益計算書」
- (3) 「役員又は社員の名簿」
- (4) 「登記事項証明書」

以下は、承継事業者を設立しようとする場合。

- (1) 設立しようとする承継事業者に係る定款の写し
- (2) 発起人、社員又は設立者の名簿
- (3) 株式の引き受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類

貸借対照表と損益計算書は、会社法で定める計算書類ベースのものを提出する。有価証券報告書で代用することも可能（決算短信ベースなどの簡略なもの、未確定なものは認められない）。

また、これらの書類は申請者などが厳に事業を行っている事業者であるかを確認するものであるため、直近の確定決算に基づく書類を添付すれば良い。

2.

(1) 事業の継続及び再建を内容とする計画

企業が作成する事業の継続及び再建を内容とする計画

(2) 事業の継続及び債権を内容とする計画の報告書

中小企業再生支援協議会や私的整理ガイドラインで作成している専門家による調査報告書を想定。具体的には、会社の概況、財産及び損益の状況の推移、経営が困難になった原因、実態的な会社財産の状況、再建計画の具体的内容、資産・負債・損益の今後の見通し等が記載されるのが一般的。

3. 特定中小企業者の財務の状況が悪化していることを示す書類

財務の状況の悪化については、申請時における数値を記入することで自動的に算定されるテンプレートをエクセルファイルにて用意している（経済産業省のホームページからダウンロード可能）。

「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」における中小企業承継事業再生計画と同様、財務の状況の悪化を示す指標として、下記の式によって計算した値が、原則として二十を超えている、又は当該式の分母が負となっていることをいうものとする。ただし、当該値については、業態特性や固有の事情等を勘案することとし、柔軟性を確保するものとする。

$$\frac{\text{有利子負債合計額} - \text{現預金} - \text{信用度の高い有価証券等の評価額} - \text{運転資金の額}}{\text{留保利益} + \text{減価償却費} + \text{前事業年度からの引当金の増減額}}$$

> 20

4-(1). 事業が相当程度強化されることを示す書類

事業の相当程度の強化については、計画終了時における数値を記入することで自動的に算定されるテンプレートをエクセルファイルにて用意している（経済産業省のホームページからダウンロード可能）。

イ 有利子負債

有利子負債＝短期借入金＋割引手形＋長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む。）＋社債（1年以内に償還予定のものを含む。）

ロ 運転資金

運転資金＝売掛債権＋棚卸資産－仕入債務

ただし、上記計算において、売掛債権中の回収不能額、棚卸資産中の不良在庫等は控除するものとする。

また、金融業、商社等においては、営業行為そのものである貸付債権及び投資債権（延滞債権及び返済猶予、利息減免等の条件変更債権並びに倒産事業者等への債権等の回収可能性の低い債権を除く。）を、売掛債権に準ずるものとみなす。

ハ 信用度の高い有価証券等

「信用度の高い有価証券等」に該当する資産及びその評価額の計算方法は、次のとおりとする

1 「信用度の高い有価証券等」に該当する資産

- ① 国債及び地方債
- ② 政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券）
- ③ 特殊債（政府保証債を除く公庫等の特殊法人、独立行政法人及び政府出資のある会社の発行する債券）
- ④ 金融債
- ⑤ 格付機関による直近の格付符号が「BBB」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券及び株式（日本国外において発行されているものを含む。）
- ⑥ 証券取引所上場銘柄の事業債を発行している会社の発行するすべての事業債及び店頭基準気配銘柄に選定されている事業債
- ⑦ 証券取引所上場株式及び店頭公開株式、並びに証券取引所上場会社の発行している非上場株式
- ⑧ 外国証券取引所又は国内証券取引所の上場会社の発行するすべての株式及び上場債券発行会社の発行する全ての債券（日本国外において発行されているものを含む。）
- ⑨ 外国又は国内のいずれかにおいて店頭気配銘柄に選定されている債券
- ⑩ 日本国が加盟している条約に基づく国際機関、日本国と国交のある政府又はこれに準ずるもの（州政府等）及び地方公共団体の発行する債券
- ⑪ 日本国と国交のある政府によって営業免許等を受けた金融機関の発行する株式及び債券
- ⑫ その他主務官庁がこれらに準ずるものとした資産

ただし、⑤から⑩までに該当する債券又は株式であっても、当該債券又は株式が日本国外で発行された場合においては、その国の経済状況、当該債券又は株式の発行会社の財務内容及び事業債の内容等について検討した結果、安全性に問題があると認められる場合（例えば、日本国外において発行された債券の発行地の政府が、当該債券についてデフォルトを行った場合等）は、「信用度の高い有価証券等」に該当する有価証券としない場合がある。

また、客観的・合理的な評価方法で時価を算出できない場合においては、「信用度の高い有価証券等」に該当する有価証券とはしないものとする。

（ハ続き）

2 評価額の計算方法

ハ1①から⑫までに掲げた資産の評価額の計算方法は、次のaからeまでに掲げる資産の種類ごとに、当該aからeまでに定める方法とする。

- a 国債 時価評価額に95%を乗ずること。
- b 政府保証債 時価評価額に90%を乗ずること。
- c 株式 時価評価額に70%を乗ずること。
- d その他の債券 時価評価額に85%を乗ずること。
- e ハ1⑫に掲げる資産 主務官庁の判断する方法によること。

ニ 留保利益

留保利益＝経常利益－法人税等－社外流出

なお、留保利益の計算に当たっては、次の1及び2に留意する。

- 1 「法人税等」とは、経常利益に対する法人税、住民税及び法人事業税をいい、その予想額の計算に当たっては、経常利益に法人税等の実効税率を乗じて計算することができる。
- 2 「社外流出」とは、配当等をいい、その予想額の計算に当たっては、計画申請時の予想数値を用いることとする。

ホ 減価償却費

「減価償却費」は、過去の実績や今後の設備投資計画に基づき、その予想額を計算する。

ヘ 引当金

「引当金」の計算については、次に掲げる引当金は含まないものとする。

- 1 賞与引当金
- 2 退職給付引当金
- 3 特別損益の部において繰入れ又は取崩しが行われる引当金

4- (2). 事業が相当程度強化されることを示す書類

事業の相当程度の強化については、計画終了時における数値を記入することで自動的に算定されるテンプレートをエクセルファイルにて用意している（経済産業省のホームページからダウンロード可能）。

イ 経常収入

経常収入＝売上高＋営業外収益－受取手形（割引手形を含む。）増加－売掛金増加＋前受金増加
＋前受収益増加－未収入金増加－未収収益増加

ロ 経常支出

経常支出＝売上原価＋販売費・一般管理費＋営業外費用＋棚卸資産増加－支払手形増加－買掛金
増加－減価償却費＋前渡金増加＋前払費用増加－貸倒引当金増加－未払金増加－未払費用増加－引
当金増加

なお、上記イ及びロの項目中「増加」と記載されているものについては、前事業年度末から当該事業年度末にかけての当該項目の増加額（減少した場合は－1を乗じた額）とする。

5. 計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法の内訳について

様式は自由。

○指針

三 その他中小企業承継事業再生に関する重要事項

イ 中小企業承継事業再生の認定要件に関する事項

(1) 中小企業承継事業再生計画の円滑かつ確実な実施

法第二百一十一条第四項第二号の円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることとは、中小企業承継事業再生に係る目標が達成されるためには中小企業承継事業再生の実施に必要な基礎的な条件が満たされていることが必要であることに鑑み、中小企業承継事業再生計画の内容が次のいずれにも該当することをいうものとする。

(i) (略)

(ii) 当該中小企業承継事業再生計画の実施に必要な資金の調達が不可能なものでないこと。

(iii) (略)

(iv) (略)

6. 公正な第三者機関又は公正な手続のもとで計画が策定されていることを示す書類

次に掲げる要件のいずれかを満たしていることを証する書類を添付する。

- イ 当該中小企業承継事業再生計画が、認定支援機関の指導若しくは助言又は特定認証紛争解決手続に基づき作成されていること。
- ロ 当該中小企業承継事業再生計画が、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二条第三号に規定する再生計画（同法第七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定があるものに限る。）又は会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第二条第二項に規定する更生計画（同法第九十一条第一項の規定による更生計画の認可の決定があるものに限る。）に基づき作成されていること。
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、当該中小企業承継事業再生計画が、一般に公表された債務処理を行うための手続（破産手続、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による更生手続及び特別清算に関する手続を除く。）についての準則（公正かつ適正なものと認められるものに限る。）に基づき作成されていること。

○指針

三 その他中小企業承継事業再生に関する重要事項

イ 中小企業承継事業再生の認定要件に関する事項

(1) 中小企業承継事業再生計画の円滑かつ確実な実施

法第二百一十一条第四項第二号の円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることは、中小企業承継事業再生に係る目標が達成されるためには中小企業承継事業再生の実施に必要な基礎的な条件が満たされていることが必要であることに鑑み、中小企業承継事業再生計画の内容が次のいずれにも該当することをいうものとする。

(i) (略)

(ii) (略)

(iii) 次のいずれかに該当していること。

① 当該中小企業承継事業再生計画が、認定支援機関の指導若しくは助言又は特定認証紛争解決手続に基づき作成されていること。

② 当該中小企業承継事業再生計画が、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二条第三号に規定する再生計画（同法第七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定があるものに限る。）又は会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第二条第二項に規定する更生計画（同法第九十九条第一項の規定による更生計画の認可の決定があるものに限る。）に基づき作成されていること。

③ ①及び②に掲げるもののほか、当該中小企業承継事業再生計画が、一般に公表された債務処理を行うための手続（破産手続、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による更生手続及び特別清算に関する手続を除く。）についての準則（公正かつ適正なものと認められるものに限る。）に基づき作成されていること。

(iv) (略)

7. 特定中小企業者又は承継事業者が事業に必要な許認可等を保有していることを証する書類

○当該中小企業承継事業再生計画に特定許認可等に基づく地位を記載する場合は、特定中小企業者が当該地位を有することを証する許認可証の写し

○当該中小企業承継事業再生計画に特定許認可等に基づく地位を記載しない場合であって、承継事業者が、承継する事業に係る許認可等に基づく地位を有する場合は、承継事業者が当該地位を有することを証する許認可証の写し

○指針

三 その他中小企業承継事業再生に関する重要事項

イ 中小企業承継事業再生の認定要件に関する事項

(1) 中小企業承継事業再生計画の円滑かつ確実な実施

法第二百一十一条第四項第二号の円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることとは、中小企業承継事業再生に係る目標が達成されるためには中小企業承継事業再生の実施に必要な基礎的な条件が満たされていることが必要であることに鑑み、中小企業承継事業再生計画の内容が次のいずれにも該当することをいうものとする。

(i) 当該中小企業承継事業再生計画に係る承継事業者が当該中小企業承継事業再生計画に従って承継する事業に係る許認可等を取得している、又は確実に取得できると見込まれるものであること。

(ii) (略)

(iii) (略)

(iv) (略)

8-（1）. 承継事業者が承継する事業に係る特定中小企業者の経営資源が著しく損なわれ、又は失われるものではないことを証する書類

認定計画の実施期間内において、特定中小企業者において承継する事業に従事する従業員の8割以上が、承継事業者が承継する事業に従事することを証する書類を添付する。当該8割以上という要件は、正規従業員及び非正規従業員の各々について8割以上となることが必須となります。

なお、定年退職、希望退職、その他承継事業者の責めに帰さない事由による場合の自然減については、8割以上の算定には含めないこととしていますが、認定計画の実施期間においては8割以上の雇用の安定に努めてください。

○指針

三 その他中小企業承継事業再生に関する重要事項

イ 中小企業承継事業再生の認定要件に関する事項

(2) 経営資源の著しい損失の防止

中小企業承継事業再生計画に係る中小企業承継事業再生により、承継事業者が承継する事業に係る特定中小企業者の経営資源が著しく損なわれ、又は失われるものでないことは、当該中小企業承継事業再生計画に次の各号に掲げる措置を講ずる旨の定めがあることにより、承継事業者が承継することとなる事業（以下「承継事業」という。）に係る特定中小企業者の有する経営資源が著しく損なわれ、又は失われるものでないことと見込まれるものであることをいうものとする。

- (i) 当該特定中小企業者において承継事業に従事する従業員のうち承継事業者において承継事業に従事することとなるものの数（承継事業者が承継事業と同種の事業（以下この項において「同種事業」という。）を営んでいる場合であって、中小企業承継事業再生計画の実施により同種事業に従事する従業員の解雇等を行うときは、当該数から当該解雇等に係る従業員の数を差し引いた数とする。）を当該特定中小企業者において承継事業に従事する従業員の数で除した値がおおむね百分の八十以上であること。
- (ii) 当該承継事業者が、当該承継事業に従事している従業員の雇用の安定に努めること。
- (iii) 当該承継事業者が、承継事業に係る特定中小企業者の有する経営資源のうち重要な設備その他の当該承継事業の継続に不可欠なものを適切に取得すること。

8- (2) . 「承継事業に係る従業員数」の推移表

計画期間中の承継事業者が承継する従業員数の推移について、その内訳をエクセルのテンプレート（「承継事業に係る従業員数」の推移表）の各記載項目に従い記入する。これは、認定計画の実施期間内において、特定中小企業者において承継事業に従事する正規従業員及び非正規従業員の各々の8割以上が、承継事業者が承継する事業に従事することや、定年退職等を従業員の数に含めていないことの根拠となります。

9- (1). 従業員の地位を不当に害するものでないことを証する書類

○労使間で十分に話し合いを行った日付（年月日）を明示することが必要。

○話し合いの相手方としては、①労働組合、②従業員全員、または③従業員の代表者などを指す。

雇用の安定等に関して、十分な話し合いを行った旨を記載する。具体的には、以下の事項、その他中小企業承継事業再生計画の実施により従業員の地位を不当に害するものでないことを確認するために必要な事項について、十分な話し合いを行った旨を記載する。

- 1 中小企業承継事業再生計画の主たる目的が従業員の削減でないか
- 2 承継事業の選定が恣意的でないか
- 3 第二会社に移行しない労働者がいる場合、その選定が恣意的でないか、その後の雇用の安定には十分な配慮があるか
- 4 第二会社に移行した労働者の労働条件が切り下げられていないか

※本書類は、審査中に、主務大臣から厚生労働省に協議することとなる。

○指針

三 その他中小企業承継事業再生に関する重要事項

イ 中小企業承継事業再生の認定要件に関する事項

(3) 従業員の地位

法第二百一十一条第四項第四号の従業員の地位を不当に害するものでないこととは、当該中小企業承継事業再生に係る事業所における労働組合等と協議により十分に話し合いを行い、かつ、中小企業承継事業再生計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うことをいうものとする。

9- (2). 「承継事業者の従業員数」の推移表

計画期間中の、承継事業者の従業員数の推移について、その内訳を記載する（エクセルのテンプレート（「承継事業者の従業員数」の推移表）に記入する）。これは、申請書本文中に記載する「7. 中小企業承継事業に伴う労務に関する事項」の数字の根拠となります。

10. 特定中小企業者の取引の相手方である事業者の利益を不当に害するものでないことを証する書類

具体的には、特定中小企業者の取引の相手方である事業者の有する売掛債権の全部又は一部が消滅するものでないことを、特定中小企業者及び承継事業者が証する書類。
※民事再生計画の決定の確定又は会社更生計画の認可の決定のあった計画に基づき作成された承継計画の場合には当該書類の添付は不要。

○指針

三 その他中小企業承継事業再生に関する重要事項

イ 中小企業承継事業再生の認定要件に関する事項

(4) 取引先の利益

法第二百一十一条第四項第五号の特定中小企業者の取引の相手方である事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこととは、当該中小企業承継事業再生計画の実施により、特定中小企業者の取引の相手方である事業者の有する売掛金債権（特定中小企業者との取引に係るものに限る。）の全部又は一部が消滅するものでないことをいうものとする。ただし、当該取引の相手方である事業者の同意がある場合には、この限りでない。

1.1. 債権の全部又は一部が消滅する債権者の氏名又は名称及び当該債権者の有する債権の額を示す書類

※民事再生計画の決定の確定又は会社更生計画の認可の決定のあった計画に基づき作成された承継計画の場合には当該書類の添付は不要。

12. 債権の全部又は一部が消滅する債権者から当該計画の同意を得ていることを証する書類

※民事再生計画の決定の確定又は会社更生計画の認可の決定のあった計画に基づき作成された承継計画の場合には当該書類の添付は不要。

【申請書を提出する際の留意点】

申請書を経済産業局に提出する際には、認定に係る主務大臣の数に、申請者返却用の1部を加えた部数の正本とその写しを作成し、正本は全て押印して提出する。

認定の際には、申請書の1通に「認定する」旨の記載がなされ、大臣印が押印されて返却される（これが認定書となる）。